

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| ◎ 規 則                     | 所管課（室）名   |
| ○長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則      | 漁 業 振 興 課 |
| ◎ 公 告                     |           |
| ・落札者等                     | スマート県庁推進課 |
| ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件） | 経 営 支 援 課 |
| ・測量の実施                    | 建 設 企 画 課 |
| ・測量の終了（4件）                | //        |

## 規 則

長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第31号

長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

長崎県漁業調整規則（令和2年長崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（衛星船位測定送信機等の備付け命令）</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条から第44条まで又は第46条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第23条第1項、第46条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 略</p> <p>第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第45条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。</p> | <p>（衛星船位測定送信機等の備付け命令）</p> <p>第50条 略</p> <p>第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条から第44条まで又は第46条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第23条第1項、第46条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 略</p> <p>第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第45条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> |

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の経過措置)

- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

## 公 告

### 落札者等 (公告)

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 借上物品の名称及び数量  
電子県庁システム検証用サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部スマート県庁推進課 (電子県庁推進班)  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2235
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和7年3月26日
- 5 落札者  
長崎県長崎市尾上町5番6号  
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 6 落札価格  
49,207,800円 (消費税及び地方消費税は含まない。)
- 7 入札公告日  
令和7年2月14日
- 8 落札方式  
最低価格

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見 (公告)

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ深堀  
長崎市深堀町一丁目145番22 ほか4筆
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 鈴木 史朗
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ福田  
長崎市大浜町1594番地6 ほか5筆
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 鈴木 史朗
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県北振興局長から公共測量（基準点測量及び水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域    | 期 間                        |
|--------|----------------------------|
| 松浦市福島町 | 令和7年5月12日から<br>令和7年7月21日まで |

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、復元測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| 地 域       | 終 了 日    |
|-----------|----------|
| 南松浦郡新上五島町 | 令和7年4月7日 |

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

| 地 域   | 終 了 日     |
|-------|-----------|
| 長崎県全域 | 令和7年3月31日 |

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（オルソ作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

| 地 域          | 終 了 日     |
|--------------|-----------|
| 長崎市、佐世保市、西海市 | 令和7年3月31日 |

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二二  
四一

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

| 地 域 | 終 了 日     |
|-----|-----------|
| 松浦市 | 令和7年3月31日 |

印刷所  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト